

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

平成27年7月14日

日本化薬株式会社

佐伯 展幸 殿

自動車局技術政策課

国際業務室長

平成28年7月5日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実については、照会法令の適用対象は以下のとおりとなる。

- ① 当該座席が照会書中のイス型形状である場合（以下「イス型座席」という。）は道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）における座席と解せることから照会法令の適用対象となる。
- ② 当該座席がフラット型形状である場合（以下「フラット型座席」という。）は保安基準における座席と解せないため照会法令の適用対象とならない。

2 当該事実が照会法令の適用対象となる（ならない）ことに関する見解及び根拠

- ① 保安基準第22条の座席とは、「自動車の構造部と一体となっているもの又は構造部に取り付けられているものであって、トリムで完成される成人1名が着座できるもの。」と定義されており、イス型座席は上記の定義に該当すると判断できるため、保安基準第22条第1項から第4項及び第22条の3第1項から第3項の適用対象となる。

- ② フラット型座席は座席の定義中「着座するもの」と認めらず、また、その形状から寝台と解釈でき、座席には該当しないため、保安基準第22条第1項から第4項及び第22条の3第1項から第3項の適用対象とならない。そのため、保安基準第53条の規定による乗車定員として算定することはできない。なお、当回答は停車時におけるフラット型座席の使用を制限しているものでないことを申し添える。